

二本松市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第29条の2の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第33条第3項の規定による技術的細目の制限の緩和)

第2条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の緩和のうち、令第25条第6号に規定する開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為における開発区域に、面積の合計が開発区域の3パーセント以上の公園、緑地又は広場を設けることが必要な開発区域の面積は、令第29条の2第2項第3号の規定により、1ヘクタール以上とする。ただし、他法令により公園、緑地又は広場の設置基準が定められている場合は、この限りでない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日の前日までに、法第30条第1項の規定による開発許可の申請（法第34条の2第1項の規定による協議の開始も含む。）をした開発行為については、この条例の規定は、適用しない。